



社労連第299号
平成22年8月2日

厚生労働大臣
長妻昭殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 金田



労働行政の充実・強化について（要請）

本年6月22日、「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、それに基づき、本年8月末までに地域主権戦略会議に報告するため、各府省において、近く「自己仕分け」が行われることになっています。また、全国知事会においても、「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」を設置し、そこでの検討を基に、「国の出先機関の原則廃止に向けて」を、7月15日に全国知事会として正式決定しました。

一方、労働政策審議会からは、本年4月1日、貴職に宛てて、「出先機関改革に関する意見」が提出されています。

全国社会保険労務士会連合会では、こうした動向を注視してきましたが、社会保険労務士法に基づき「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与」し「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」に資することを目的として、国家資格者として活動している社会保険労務士の立場から、昨今の労働行政の執行機関を巡る議論について、貴職に対して、下記の通り見解を申し述べることとしました。

近く行われる「自己仕分け」及び今後の労働行政の運営に当たり、私どもの意見に十分にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 国民目線に立った労働行政の運営を求めます

日本国憲法は、第22条第1項において「職業選択の自由」を、第27条において「勤労の権利と義務」を、第28条において「労働基本権」を定めています。仕事と収入を確保し、生活の安定を実現することは国民の基本的な願いであるとともに、国家の果たすべき基本的な役割であって、それを実

行する労働行政の基本的な分野については、全国民がどこに住所を有しているよりも平等に保証されるものでなければなりません。

職業安定行政、労働基準行政、雇用均等行政は、日本国憲法の理念からいつて、国自らが責任を持って執行すべき行政分野であって、都道府県の財政格差や都道府県知事の考え方によって、行政サービスの水準に都道府県格差が生じないようにしなければなりません。

労働行政の実施機関を都道府県に全面移管することは、過去嘗々と国の責任で全国に敷き詰めてきた一枚の大きな敷布団を、あたかも都道府県ごとに仕切られた47枚の、大きさだけでなく厚さも異なる座布団に置き換えることに例えることができます。

雇用対策法第1条にあるように、国は「経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成」を目指して、労働行政の執行体制を確保することが求められており、地方公共団体は「国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずることにより、地域的特色を發揮すべきであると考えます。

また、それぞれの業務内容を十分に精査することなく、これらを単純に「国の出先機関」の一つに位置付けて、「国の出先機関」は原則として都道府県に移管すべきとする議論は、就職の広域性や労働者保護政策の全国統一的実施の必要性など、労働行政の特殊性を全く考慮しない議論であるといわざるを得ません。

国民は、厳しい経済情勢が続く中で、自分たちの生活を守るセーフティーネットとしての労働社会保険制度の充実・強化こそを求めています。貴職には、こうした国民の願いを十分に認識されて、国民目線に立った労働行政を進められることを念願します。

2 地方移管によって、労働保険や労働基準法の運用などはどう変わるのがかを明らかにしたうえで、慎重な国民的議論を求めます

現在行われている「地域主権」や「国の出先機関原則廃止」の議論の中で、雇用保険、労災保険からなる労働保険の制度をどのように変更するかについては、全く具体的な提案が行われていません。

我々社会保険労務士は、両保険制度と日常的に関わりを持っていますので、業務の地方移管を考える際には、業務執行の在り方とそれを支える両保険制度について、しっかりととした制度設計が行われていることが極めて重要であると考えます。

7月15日に全国知事会が決定した「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、都道府県労働局の仕分け結果の概況として「国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する」としか記述

されておらず、例えば労働保険料率について、これまで通り全国一律なのか、それとも全国健康保険協会の運営する政府管掌健康保険のように保険料率を都道府県ごとの設定に変更するのか、失業認定は全国一律の基準で行うのか、それとも都道府県ごとにばらつきが生じても容認するのか、徴収した労働保険料は国の収入として管理するのか、それとも都道府県の収入として管理するのか、あるいは、労働災害の認定は全国一律の基準により行うのか、それとも都道府県ごとの基準を容認するのかなど、労働保険制度の基本的なことが全く明らかになっていません。

労働保険料は、住所地や事業所の所在地によって異なることのないよう、全国一律の制度を維持すべきと考えますが、都道府県に労働保険事務が移管されれば、現状でも、都道府県間に負担と給付の両面で大きな格差が存在する中で、全国一律の制度を将来的にも維持できるのか、大いに不安です。また仮に、労働保険の財政責任は国が負い、徴収、認定・給付は都道府県が行う仕組みになった場合、財政責任を負わない都道府県に保険料徴収のインセンティブが働くのか、保険給付の濫給を招く恐れはないのかといったことが懸念されます。さらに、都道府県ごとに制度の運営にバラツキが生じた場合には、全国に事業所を持つ事業者にとっては、経営戦略や事務負担の面で悪影響を与えることが予想されます。

また、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の事務執行を、国は全国統一的な基準を設定するだけで、都道府県知事が採用権限と指揮命令権限を持ち、かつ都道府県内の異動に留まる労働基準監督官が、全国一律の運用をすることが本当に可能なのか、複数の都道府県にわたって発生している事案に対して、全国的な視野に立って迅速・適切に対応できるのかなどについても大いに心配です。

労働行政事務を地方移管するか否かは、国民の生活、事業の運営に大きな影響を及ぼします。地方移管に伴って、労働保険の制度をどう設計し直すか、業務に携わる職員の採用、育成、管理の在り方等をどう変更するのかなどについて、その詳細を明らかにしたうえで、これらの事務の地方移管が、本当に労働者、事業主を始めとする国民にとってメリットがあるのかという観点から、時間をかけてじっくりと、かつ慎重に、国民的な議論を行うべきであると考えます。

3 都道府県労働局をブロック単位に集約することには反対します

現在、労働行政は、厚生労働大臣の指揮下に都道府県ごとに労働局が置かれ、その傘下に労働基準監督署と公共職業安定所が配置されています。これについて、自民党政権下での「地方分権改革推進委員会『第2次勧告』（平成

20年12月8日)」では、現行組織を廃止し、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合することが提言されています。

しかし、労働行政は、1でも述べましたように、都道府県・市町村の行う産業政策、福祉政策と密接に関連しており、労働局をブロックごとの組織に集約することは、労働行政の運営について都道府県・市町村との連携を不可能とし、地域の実情に応じた臨機応変な対応を行えなくするものです。

現在、都道府県労働局が各地で行っている雇用均等業務、個別労働関係紛争の調整、労働者派遣事業等への指導監督、助成金の審査、労働保険の適用徴収等の業務等が、全国で8ないし10程度のブロック機関単位でしか行われなくなれば、労働局を利用している労働者、事業主、事業主団体等の受ける不利益・不便は図り知れないほど大きなものとなることが想像されます。

このように、労働局のブロック化については、行政側の効率化やコスト削減効果ばかりが優先されて、利用者の利益・利便性については全く配慮されていないと言わざるを得ないことから、白紙に戻して再検討いただきますようお願いします。

以上